

寛政（文政期）の秋田藩における行政資金の調達 と金融政策

新堀道生

はじめに

秋田藩では九代藩主佐竹義和が天明五年（一七八五）に襲封し、寛政元年（一七八九）に秋田入りして以降、藩政改革が進められた。それについて長年にわたり研究が重ねられてきたが、当時の財政についてはあまり研究が進んでいない。「秋田県史」によれば、改革の目的の一つは財政の立て直しにあったが、殖産事業を意欲的に進めながらも財政の好転はみられず、化政期には三都商人からの借財が大幅に増加した。財政上の成果が無かったのであれば、そこに関心が向けられなかったのも当然かも知れない。

しかし、この時期に秋田藩は、藩校・郡方を新設し、耕地開発、漆・楮等の栽培奨励、鑄鍋、窯業、させる専売、織絹、

養蚕など多様な事業を実施している。財政困難のなかで、なぜそれが可能だったかという素朴な疑問が生ずる。藩は行政資金の調達や財務についてどのような対策を講じていたのだろうか。当時の財務史料はごくわずかしが残存せず、全貌を知ることは困難だが、本稿では富商・富農の経済協力、部局備金、預札発行の三点に注目し、藩政改革期の資金調達・金融政策のあり方を明らかにしたい。

義和の治世に始まる秋田藩の藩政改革は、その文化一二年（一八一五）の没後も継続性をもった政策がみられる。本稿では町処備方預札が発行される文政期までを対象とした。

一 富商・富農の経済協力

(一) 新家の増加

当時秋田藩では、城下・在方の商人が献金者として、あるいは殖産政策の担い手として藩政に協力したと言われている。³⁾ なかには高額献金などにより十分に採用される者もいた。それを秋田藩では新家と呼んでいる。

表1 新家の採用年代

天明	1
天保	12
文政	12
享和	11
文化	62
弘化	4
天保	2
弘明	2
計	104

典拠：『秋田武鑑』

た新家の採用年代であり、それまでに新家を抜けた家があれば数字に表れないという問題がある。しかし寛政年間からの採用増という傾向は明らかである。すなわち藩政改革が新家増加の画期となっている。

表2により、新家の採用基準がいかなるものであったかを考えてみたい。寛政年間には債権放棄の例が多く、従前から藩に資金を提供してきた富商・富農が新家に採用されている。たとえば久保田の大野小八郎は、山師などをつとめた古参の

御用間町人で、義和の襲封時に家督御用金として金五〇〇両、銀一貫を献納した。⁵⁾ 大野や岩屋新助・栗林八郎兵衛は宝暦年間の銀札発行時に札元となった家でもある。⁶⁾ 沼館村の佐々木儀右衛門は明和年間から献金・献米を繰り返し、寛政七年に所持高二四〇石に達した地主である。⁷⁾

一方、献金ではなく、事業による貢献で採用された例もある。たとえば高橋武左衛門は自己資金で四ツ小屋村の新田開発をおこなった人物で、その功により新家に採用されている。藩政改革の趣旨に沿った事業が評価されたのである。その後彼は文化一〇年(一八一三)に六郡開発調役に任命されている。⁸⁾

郷土の栗林八郎兵衛は文化元年、「仙北郡御撫育料」として銀三〇貫を藩に提供し、農民へ育児資金を支給する基金とした。もともと、その三〇貫は「直々同人江預ヶ置」かれ、うち三分の一は栗林が他者に有利子で預けて運用し増殖させ、公用で必要なときは引き上げるといふ形をとり、会計は那方の役人が担当した。⁹⁾ 献上した三〇貫は、そのまま栗林に預けられ、栗林は公金を預託され運用に携わる立場にある。これは単なる献金ではなく、撫育事業の請負という一面がある。のち文化三年一月、栗林は「仙北郡為御備初七千俵并銀子三拾貫目差上」の功で、郷士から給人に昇格した。¹⁰⁾

文政九年、秋田藩が設置した養蚕方の諸役人のなかに、養

名前・居所	年代	献上・貢献内容	処遇
栗林八郎兵衛 (六郷)	寛政7	祖父代から御用、拜領高から100石差上	郷士
	文化3	仙北郡備に粉7000俵、先年より銀穀	給人
	文化12	年来調達、郡方へ1500両立替	旗本
長谷川忠右衛門 (川尻村)	文政6	年来献金、償権放棄	給人
	文政7	郡方他へ償権放棄、具足献上	旗本
佐々木儀右衛門 (沼館村 →政吉)	寛政12	銀50貫献上、銀90貫償権放棄	郷士 ※
	文化11	調銭4500貫	給人
	文政7	学館へ銀15貫	旗本
伊多波武助 (岩瀬村)	天明1	先年より山師御用	郷士
	寛政9	償権放棄	給人
鈴木作右衛門 (安城寺村)	文化3	郡方へ粉3000俵	徒並
	文化6	学館へ銀35貫	近進並、10石
	文政5	具足10領、銀15貫	近進
伊藤金吾 (能代下代)	文化12	河辺・山本凶作に1000貫文	近進並
佐藤与吉郎 (川尻村 御用聞)	文政7	銀60貫差上、薪方御用年来出精、備設立、大坂廻米	近進並、新知200石、蔵出30石
小西儀八郎 (六郷村御用聞)	文政8	学館と仙北・山本郡へ金2500両	旗本、近進並、高130石
近藤八右衛門 (下岩川村)	寛政7	広間金之間御用に材木数百本	郷士並
大塚甚十郎 (河戸川村)	文化8	郷備米300石他	郷士
杉山文治 (土崎湊問屋)	文政3	銀80貫	郷士、新知60石
栗林正右衛門 (六郷村御用聞)	文化4	蝦夷地騒乱用向、収納仕法の提言	郷士
黒丸五郎兵衛 (角間川村)	文政7	学館へ調銭2000貫文	郷士並

典拠：秋田県公文書館蔵「御先代様より御家中面々並百姓町人金銀米穀品物等差上被召立候人別取調」(AS280-13)。※は「御亀鑑」6、p864による。

表2 天明元年～文政8年の新家採用

名前・居所	年代	献上・貢献内容	処遇
高橋武左衛門 (下境村)	寛政7	胴丸等献上、開発出精	郷士
	文化8	四ツ小屋開発	給人
	文化11	四ツ小屋開発	旗本
佐々木長吉 (能代 →作五郎 →左仲)	寛政9	銀195貫他債権放棄、金 2500両上納	郷士、130石
	文化4	先年より銀穀、能代一郷備 米1000俵	給人
	文化12	学館備に調銭2000貫	久保田引越
畠善四郎 (能代)	寛政9	銀90貫債権放棄	郷士
	文化9	骨折り	給人
	文政3	先年から献金	旗本
大野小八郎 (久保田)	寛政7	金銀米債券放棄	郷士
	文化3	六郡備へ蔵出50石	給人
	文化13	学館へ書籍等	旗本
	文政4	(記載なし)	城下引越
柳原三四郎 (牛島村 →正太郎)	文化9	学館備に書籍・開高30石・ 杉1万本他	郷士
	文政6	学館へ銭2500貫	給人
	文政7	学館へ銀10貫	旗本
岩屋新助 (土崎湊 →小伝治 →伊織)	寛政11	先祖より御用、債権放棄	郷士
	文化11	債権放棄、蔵出40石、文銀 3貫余学館へ	給人
	文政7	学館へ蔵出高25石	旗本
田口吉右衛門 (角館)	文化2	薪方備に銀20貫、薪方蔵元 数十年出精	徒並
	文化7	御用所普請料30貫目	近進並、新知10石
	文化11	米3000俵仙北郡奥北浦備に 差上、債権放棄	近進

蚕方開発御用掛として小西儀八郎・栗林正右衛門・黒丸五郎兵衛の名がみえる⁽¹⁾。表2によれば彼らは新家である。養蚕方は領内各地に養蚕座を開き、大がかりな殖産事業を進めた。藩をあげての事業に、新家が協力者として参画したのである。

以上でみたように、新家は献金、自主的な開発、撫育・殖産事業への協力などを評価されており、新家には改革を進める藩への経済協力が期待されていた。なお、このころ藩の褒章を受けたのは新家だけではない。義和時代の藩政の記録である「御亀鑑」には、金品献納、漆植立、耕地開発、救民などの功で、苗字帯刀許可、扶持米支給などの褒賞を受けた町人・百姓の名が多数みられる。藩は改革政治を実行する十分な財力がなく、そもそも開発・殖産などといった民業振興にかかわる政策は、開発や生産に従事・出資する領民の行為を通じて実現する。そこで藩は改革の趣旨に沿った行為を促すため、褒章をおこなった。そのなかで特に高く貢献を評価されたのが新家だったと理解することができる。

(二) 新家の制と部局

表2によると、文化年間には「学館備」「郡方備」「薪方備」など、特定部局への献納が目立つようになる。特に郡方と藩校(学館)、すなわち藩政改革で新設された部局が、積極的に資金を獲得しようとしていた。その積極姿勢は次のように

官僚間に摩擦を起こすこともあった⁽²⁾。

小西儀八郎弍千五百兩さし上、郡かた・御学館かたより百三拾石被下、御旗本家近進並二被召立、此儀一円同役ともへ評義不被仰付、たとへいつれより被下候而も、御朱印ハ御金蔵之儀、一躰高石二拘候義、同役共不心得候而ハ不相成事二付、忠五郎揃、右様之義ハ私共へ評儀被仰付候事二付、其段申上候所、自今之事心得候段被仰候、又七郎(家老小瀬又七郎、丸括弧内は筆者註、以下同)殿也、御列席源一郎殿

右は当時勘定奉行だった介川東馬の日記の一節で、郡方・藩校が献金者小西に高を与え「旗本家近進並」とすることを勘定方に無断で決めたため、文政八年一月一四日、介川は家老に苦情を申し立てた。「郡かた・御学館かたより百三拾石被下」という言い回しが示すように、郡方・藩校は下付する高を独自に用意することができた⁽³⁾。そのため勘定方に断りなく高の下付と新家採用を決め、介川に言わせれば手続きを無視した行為に走った。

このころ、表2によれば文政六、八年に藩校への寄付が相次いでいる。これは偶然ではなく、同九年一二月、藩校の歳入にあてる高が一五〇〇石に達した祝儀がおこなわれてお

り、藩校が財源補充を意欲的に進めた結果であろう。第二節第一項で述べるように、藩校には学田と称する高が配分され、その貢租収入を財源としていたが、それは当初七〇〇石だったのを徐々に積み増していた。

部局が積極的に献金を集めた理由は、当然ながらそれを自局の事業に充当するためである。藩校の官僚野上陳令は、文政九年二月一三日、家老疋田定綱の屋敷を訪問し、昨年すでに家老へ内談した「大館町人岩沢作兵衛、銭老万千貫文差上、立身之内願」について「まだ裁定がなく、これが実現すれば「諸郷校御備高も相備り、永久御安堵ニ罷成候間」、早く許可が下りるよう頼んでいる。新家の献金を部局の用に供することとが認められており、行政資金の充実を望む部局が新家採用を推し進めていた。

しかし、ある時期、献金による士分採用が禁止されていたように、文政八年、六郷村栗林七兵衛を郷士にしたときには、次にみるように、家老が奉行たちを説得しなくてはならなかった。

伊紀（家老小瀬又七郎）某（橋本五郎左衛門）へ令せられしは、重護（郡奉行益田）か支配処に六郷村栗林七兵衛、銀八十貫目玉川筋開発方へ差上、内願は郷士に被召立御積を以、右御開田の上高下されたき由にて、重護より一片中

へ評議申されしに、先年仰出され銀錢差上士類に御取立の義は禁しおかれ、其後御学館方の義は高老千五百石に備置れ候迄は御下金迎も無之により是非なく御許容成さるべく、其他は仰出され通りにつき相成ましくとの申会れのよし、至極尤に候、扱又此度玉川筋開発の義は格別の次第にて、御勘定奉行・郡奉行等係り仰付られ、御取調の事は心得られし通なれば、尋常五百石千石など申事とも違ひ、已に式万石余も発り申へきの考ゆへ、一方の補に成り、自然御家中大身小身となく多分の御借高により士風も衰、不相应の義もこれあることくに推移れり、歎かしき事なり、自然此補方により年々半知とも弛めおかる、に成り候へは格段の御仕向にて、後々の例にも抱さる御事にて、濟せらる、様、今一応評議せらるへしとありて、丹下・時中・又左衛門・五兵衛・平五郎・矢柄喜右衛門・重恒申会て、格段の事にて苦からざる事に取纏しなり

これは郡奉行が提案した案件で、栗林は銀八〇貫を提供する見返りに郷士召立と高の下付を願い出たが、先年すでに献金の士分採用は禁止され、財源補充の途上にある藩校むけの献金について特別に許されていた。したがってこの案件は一旦不許可となったが、家老小瀬は、知行借上を緩和できるほどの大きな開発事業であるから、特別に許可しよう評議

せよと指示し、許可することになった。

献金者の士分採用が禁止されたのはなぜだろうか。恐らく、新家の増加が藩士の家格秩序を動揺させることが懸念されたのであろう。そう推測するのは、右の新家採用問題があった直後、文政八年六月、次のごとく新家の制が定まるからである。

一、御近代より当御代ニ至迄金穀其外献上物等いたし、追々格合御取立又ハ百姓・町人より新二武士ニ被召立候者之義
二付、今般左之通被仰出候間、可被得其意候事

一、献上物等ニ而武士ニ被召立候輩、向後新家と唱へ、禄並にか、わらず旧家之次席たるへく候、同役相勤候ハ、新旧相混し先役次第着席可致事

但勤勞ニより被召立、又は古来より之給人ニ而御旗本へ被召立候類ハ此外ニ而候事（後略）

右は新家を定義した規定で、献上物により武士になった者を新家と呼び、禄高にかかわらず旧家の次席とすることを定めている。金品献納による士分採用が、旧来の席次を脅かさないことが明文化されたのである。

このように部局は新家の経済力を利用することに積極的であり、新家の増加は藩士の序列の問題を惹起させるほどだっ

た。

(三) 御用聞町人

秋田藩の御用聞町人は御用奉り町人とも呼ばれ、士分ではないが藩主目見の資格を有し、多くは部局の業務請負人である。天保三年（一八三二）九月に藩が御用聞町人に褒賞履歴の提出を命じたとき、苗字帯刀許可の履歴などのほか、「御山師始支配人、御蔵元相勤候者」は勤役中の待遇を記すよう命じており、山師・支配人・蔵元は、御用聞町人の典型的な勤役であった。

御用聞町人の総数は確定したが、増加する傾向にあったようである。久保田城での正月儀礼の記録に、藩主に目見をした御用聞町人の名が表れるときがある。それによれば寛政六年には二九人、一二年には二八人、文化元年に二三人、九年には三七人、一二年には四八人の御用聞町人が確認でき、文化年間の後半に急増している。ただし久保田以外の地域に住む蔵元で儀礼に参加しない人物などもおり、これが全員なのか確証はない。幕末の安政四年（一八五七）に御用聞町人は七〇人に達している。

表3は、文化九年一月の目見記事に登場する御用聞町人である。鉱山、山林、酒造、勘定・財用などの現業・財政部門に採用されていたことがわかる。肩書きに「元」がつくのは

表3 文化9年1月目見記事にみえる御用聞町人

肩書き	人名	肩書き	人名
元川方支配人	中村三右衛門	財用方御用聞	近間清治※
元山師	吉川惣右衛門※		進藤嘉兵衛
	大坂屋彦兵衛		高橋惣左衛門
	見上新三郎※		高桑太兵衛※
	河村専右衛門		加藤仁三郎※
	石田儀助		斎藤新兵衛
	柳原三四郎	前沢味右衛門	
相沢金十郎	木村清兵衛※	佐々木茂兵衛※	
湊諸上納銀役処支配人	那波勇(祐)助		田近七郎右衛門
院内銀山支配人	成田新五郎※	勘定方御用聞	山内八郎兵衛※
木山方支配人	村井久太郎		酒造方支配人
木山方御用聞	樋口弁蔵	御用聞	升屋利三郎(見習)
新方支配人	進藤作左衛門		長岡屋源右衛門
	同嘉七郎(見習)	長谷川金治(見習)	
廻船方御用聞	佐藤与吉郎	元庄屋	舟木喜兵衛
財用方御用聞	五井孫三郎		御町地謡
	京野新四郎※	後藤甚左衛門	
	八柳吉兵衛	中嶋太吉郎	

典拠：『御亀鑑』7、p697。

過去にその役をつとめた者である。

顔ぶれをながめると、長らく湊の移出入役銀の徴収を請け負った元川方支配人の中村、かつて鉾山経営に多額の立替金を負担した元山師、のち藩校へ杉一万本などを献上して新家となった牛島村の柳原、寛政三年に債権放棄と備米献上により褒賞を受けた能代の相沢、角館の富商五井など、経済実力者が名を連ねている。※印を付した者は、この前後に質屋か両替屋を営業している。御用聞町人は部局の資金の出納や後述するような資金運用を担っているから、金融業経験者は適役であつたらう。

その肩書きに示されるように御用聞町人は部局とつながりが深い。当該部局への献金者である場合もある。久保田城下茶町の質屋中谷久左衛門は、安永九年(一七八〇)に錢五〇貫、文政九年には金一〇〇〇両、一〇年に銀二五貫などと町奉行所に献金を繰り返し返し、文政九年以降の文書で町奉行所御用聞、あるいは町処御用聞を名乗っている。

御用聞と部局との関係について、町奉行などをつとめた橋本五郎左衛門の回顧録によれば、文化一〇年頃、御用聞町人樋口弁蔵、樋口惣右衛門が、それぞれ「注進」を企て、「公錢を夥しく彼等か手に引入る、」ため、財産没収の処分を受ける事件があつた。この二人は表3によれば木山方御用聞、酒造方支配人であつた。事業を提案し公金を横領したという

のだが、彼らは部局に提言するような主体性を持ち、その事業は自身の経営との境目が曖昧だったのであろう。もつとも、部局は彼らの経済力や商才をあてにして採用するのであるから、部局との関係は大なり小なり公私混同的であったと思われる。

官僚と商人との懇意な様子が窺える事例として、同じ橋本の記録によれば、右の樋口惣右衛門と共に酒造御用を手伝っていた近江屋東兵衛は、「予か家財の続かざるを見て、その用度をなさん事を請ふ」、つまり橋本の苦境を知って家計の面倒をみようとして申し出たことがある。橋本はそれを断つたが、商人が官僚との関係を深めようとする傾向を示している。

この近江屋東兵衛は、天保一一年に産物方御用聞に採用された久保田の商人である。表4は、近江屋が記した同家の履歴から、文化〜天保年間の事項を摘記したものである。

表4によると近江屋は、官僚を利用しつつ、酒造↓銅山↓織物↓質屋と転業している。藩の統制や奨励を受けるような業種で商機・参入機会を獲得しやすいことは、部局に接近するメリットであったろう。公私にわたり官僚と関係を持ち、自分の銅山経営について奉行に相談し(④)、逆に奉行へ提言もおこなう(④⑦)。町奉行の死去とともに、奉行が手がけた殖産事業が停滞すると、近江屋も損失をこうむっており(⑤)、殖産事業に自己資金を投入していた。近江屋は部局か

表4 文化〜天保期 近江屋東兵衛の履歴

①	文化7、酒造方の廻在御用をつとめる。
②	文化11、濁酒製造を始める。
③	文政7、類焼し酒造を廃業。
④	文政10、銅山経営を開始、のち勘定奉行や町奉行田中伊織に相談し、鉾山不況を危ぶみ他人へ譲渡。銅山経営中、町奉行田中が町家女子の手業習得を計画、近江屋が織物を提案し、織座支配人に任せらる。自費で織座を建て、糸は産物方に納める。
⑤	天保3、田中が病死。死後町方扱の産物が延引となり、費用を回収できず転居を迫られる。勘定奉行介川東馬の大坂勤務にあたり、俸を登坂させ、俸が介川より「忠昌」の名乗りを与えられる。
⑥	天保6、俸良吉、勘定奉行清水衛門の大坂行に同行。良吉、酒造方手代に任命さる。
⑦	酒造方に役銀取立法の変更を提言、2年で2万2000貫文の「御益筋」。
⑧	天保11、産物方御用聞に採用される。
⑨	天保13、山本某の質株を買う交渉が破談、町奉行が格別の厚情で質屋主立ちの加賀谷長兵衛らを諭し、株を獲得し質屋を開業。

典拠：『秋田市史叢書』9p、39～43。

ら固定した用務を請け負っているというよりは、懇意な事業パートナーといふべき存在である。

官僚と御用聞との関係は相補的なものであった。表3のなかで最も有名なのは那波勇助（三郎右衛門、祐生）であろう。祖父の代、明和六年から酒米調御用をつとめた。文政二年には絹方支配人として藩から錢一万二〇〇〇貫の無利子貸与を受け、絹織事業を興した。²⁸ 絹織は藩の施策に沿った事業請負といえるが、技術導入や職人編成、赤字の処理も那波が責を負うもので、実質的に那波の事業である。つまり経緯の上では那波が藩の殖産政策に協力したのだが、経営上は藩が那波に資金提供で協力する立場にある。

本節でみたように、当該期の秋田藩では、富商・富農から採用された新家・御用聞町人が、献金、自主事業、殖産事業への出資、業務請負、政策提案などの形で藩に協力した。部局は新家採用に積極的に動き、御用聞町人と緊密な結びつきを持った。御用聞町人は、決まった役務を請け負うだけではなく、事業提案や興業を手がける能動性があり、また藩と相互協力の関係にあった。以上の事実は、この期の藩の資金調達や経済施策が、富商・富農の力に依存していたことを物語っている。

二 部局備金

(一) 予備費としての部局備金

表2に郡方備・学館備などへの新家の献金が見えるが、備とは何だろうか。藩校、町奉行所などの部局は、藩の会計とは別に備金を有した。備銀・備銭・雑用銀・備高などその呼称はさまざまだが、ここでは部局備金と総称する。

部局備金の沿革や総額は、ほとんど不明である。その存在は寛政期以前にも確認できる。明和の頃、能代奉行が管理する能代雑用備は、材木出荷の遅れなどにより収納金が不足した時、雑用の支払いにあてるため、年間に銀一五〇貫程度が用意されていた。²⁹ そのように不時の支出に備えるのが、備金本来の役割であろう。次は藩の普請作事を担当する大木屋の予備費に関する文化一三年の記事である。³⁰

月番重綱（家老宇都宮）して仰出されしは、二の丸御厩御ふしん、其向指揮行届、出来栄ひ宜く、且大木屋備銭その入料に是を出し、必竟前役中より宜しく取扱し故と御満悦に思召され、是により御賞言成し下され、扇章の公服および金五百疋を賜りけり

この記事の筆者橋本五郎左衛門は、当時大木屋を担当する

勘定吟味役だった。ここで橋本は、既普請に大木屋備錢を抛出し、用意がよろしかったことを賞されている。つまり部局備金の蓄積は部局の努力にかかっており、藩が面倒をみるのではない。したがって備金の拠出についても、おおむね部局に任せられていたであろう。

次に天保四年一月時点の、藩校の財源を説明した史料を掲げる。^③

御学田大凡調

a 御仕切高一、千五百石程

b 内千石程 小役銀付御蔵渡并代銀渡、

但追々地形を以被備候積

c 二百石

右ハ最初七百石御分高之節、右之内二百石御普請

料ニ被備置候、以来小破ハ御学館、大破ハ大木屋

御拵之積

d 五百石

右ハ追々御学館御備銀を以御買上ニ相成地形ニ而

御学田高二ナル

e 一、五百石程

右ハ御余銀を以追々御買上地形ニ而御備ニ相成、

御仕切高之不足を補、余分ハ御備銀ニ致御蔵元へ

被預置候 (但書略)

f 一、三百石 小役銀付御蔵渡并代銀渡

右ハ医学館御仕切高、但此分年々不足有之、御備

高之内より五十石程向置補差置候

三口メ二千三百石

御仕切之外

一、文銀六貫目 前后年々不同御当用渡

右ハ御武芸所入料大凡一ヶ年

一、同銀二貫目程 御当用渡

右ハ和学方入料大凡一ヶ年

a、b、c、dの關係がわかりにくい、 $b + d = a$ で、 c は a の一部だが備考的な記事である。右によれば、藩校の基本財産は、 a 仕切高一五〇〇石 + e 備五〇〇石 + f 医学館仕切高三〇〇石 || 計二三〇〇石で、そこからの貢租収入が藩校の歳入となる。この「御仕切」は独自財源であり、最後の二か条は「御当用」つまり藩の会計から渡される金額である。

これらのうち予備費にあたるのは e である。 e は、段階的に高を「御買上」して、「地形ニ而」(「蔵米などではなく高の形で)五〇〇石に達したものである。そこからの収入は、 a 仕切高ではまかなえない出費を補い、余れば「御備銀」として蔵元に預け、その備銀により段階的に d 五〇〇石を「御

買上」し藩校の基本財源を増加させていた。このように藩校の備高は、基本収入を補う予備費や、基本財源の拡充資金（備銀）を得るために用いられた。

(二) 知行高の買上

右でいう高の「御買上」とは何か。藩校が藩の蔵入地を「御買上」げする筈はないから、藩士の知行高を買い上げるのであろう。

その事例をあげれば、次のごとく、寛政九年七月、家老梅津藤十郎は、藩校から銀一二貫を得るかわりに、開高五〇石を藩校に渡すことを約した。⁽³³⁾

拙者知行処秋田郡男鹿天王村御指紙分開発一昨年より取掛り、今年余程植付候由に御座候へ共、右開発場処の儀は不少地形にて段々引継開発に為相向申上度、復行々とも是迄不少物入致候上にて兼て内証向不如意之拙者此上本入甚難⁽³⁴⁾ 涉至極に御座候、然は御学館方には当時御貯銀にて新⁽³⁵⁾ 御取立之御含も有之由に御座候故、不苦儀に御座候はば右天王村開発出高之内五拾石御学館え差上、右貯銀之内御積を以被下置候様に仕度奉願候、左候はば右之内役本入に御指紙場処相成文開発為致度存候
依之前段之趣各方迄御頼に相成候間、宜御取合御沙汰に被

相及候様に致度頼入存候、以上

七月二十九日

梅津藤十郎

于時寛政九年丁巳七月二十九日、右之通宇平治殿・三十郎殿へ十兵衛申上候処、被為御聞届、銀拾貳貫目被下候

この場合、知行高といつても新田高の買い上げであり、その後なるべく梅津が開発努力をする建前となっている。いま一つ例をあげると、文政九年一二月、松山所預の多賀谷下総は、藩校の野上陳令に対し、開高二五石余を「売上」げる相談を持ちかけた。野上は一五石を銀六貫で買うこととし、それを年明けに上申することにした。⁽³³⁾

多賀谷下総、御判紙外之開高貳拾五石余売上度趣、家来山口瀬兵衛一昨日より内談有之、今日於御城郡兵衛・甚四郎・助右衛門・伊兵衛・小平・勘五郎・多門・拙者申会之上、先ハ拾五石分、代銀拾石二付四貫目直段二付、六貫目相渡、上へ申立候事、来早春申立候事ニ相極候

ここでも買上地は新開で、本田の売却は回避されている。買い上げた高は藩校の備高に加え、買い上げ資金は先にみた藩校の備銀から拠出したのであろう。

この「売上」とは、当時常態化していた知行の「借上」に

対する語であろう。無償の「借上」に対し、「売上」は給人に現金収入をもたらす。給人知行高を藩が買うのは奇妙にみえなくもないが、その背景には「内証向不如意」の給人と、財源拡充に意欲的な藩校の利害一致があった。なお、商人の提唱で文政一二年に発足した救恤機関・感恩講は、買い入れた知行地を収入源とし、その買入先は給人や、褒賞として高を下付された商人であった。

藩校は予備費を得るための備高をもち、それは給人知行高を買い上げて成立した。そこから得た備銀でさらに基本財源を買い増すという、積極的な財源拡充をおこなっていた。

(三) 部局間融資

部局備金は、返済を前提に他の部局に融通されることがあった。文化六年一二月、家老小野崎庄九郎は、能代方担当の財用奉行に対し、「御雑用銀より来春御参勤御用二而、御当用へ百五拾貫目御立替」えするよう令しており、返済は「尤出入役銀より御返済被成」と、湊の移出入役銀により返す予定であった。

表5は、天保二年時点の秋田藩養蚕方の借入金で、その過半は公金であり、複数の部局備金が投入されている。部局備金を融通し、財務の弾力化を図っていたことがわかる。

表5 天保2年 養蚕方の借入先

領外資本	金1230両 銀138貫284匁
領内在方	金40両 銀2506貫800文
領内都市商業資本	金70両 銀1940貫文
藩公金	金6300両3歩 銀22貫80目 銭3900貫文 内訳：廻船備金(250両)、薪方(200両)、御当用(100両)、江戸御当用(2200両)、諸上納方備銀(22貫80目)、能代方備金(2000両)、仙北郡備高(695両3歩、銭3650貫文)、銅山方(30両)、船方備銀(銭250貫文)

典拠：金森正也『藩政改革と地域社会』p227表による。

(四) 藩士への貸付

野上陳令の日記に、文化一一年一二月「御町所御備銀」「河辺郡御備銀」を借りた藩士一二名が返済を催促されたことが記されている。町所(町奉行所)や郡方の備金が、藩士に貸し付けられていた。

文化一四年一二月、藩は家中が窮迫しているとの理由で、「諸向御備より拝借」の家中に対し三年間、元本返済を免除し利息のみ返済すべきことを令している。各種備金有利子で藩士に貸し付けられていた。

上級藩士の洪江和光の文政一一年一二月の日記に、「先頃より町所備高二相立候由故、我等方之払高之事漸相極申候、先ツ拾五石なり、四拾三貫文代也」という記述がみ

える。⁽³⁸⁾ 渋江は町廻備高への一五石の「払高」により代錢を得たのであるが、これは恐らく町奉行所による知行高の買い上げであろう。渋江はさらに一二月、知行地農民の印形の証文で、「御町廻備錢」二二五貫を借用している。⁽³⁹⁾

(五) 民間への貸付

寛政四年に設置された産物方は、漆・楮・藍・蚕の生産を奨励し、漆木取立をおこなう村に「産物方御調達備」から一分半の利息で資金を貸与した。⁽⁴⁰⁾ 郡方では蔵入地のなかに郡方備高を設定し、貢租収入を郡方の費用にあてた。郡方蔵元に任じられた商人が郡方備錢を管理し、困窮村の助成や農民への二分程度の利息での貸付をおこなった。⁽⁴¹⁾

以上は金融行為ではあるが、勸業・勸農のための金融支援という意味合いがある。

御用聞町人河村専右衛門が記した、天保二年六月時点で自身が抱えていた負債の一覧がある。そのうち公金からの借金を列挙すると次の通りで、御用聞町人が部局から借金を重ねていたことがわかる。

〔借入年 借入先 負債額〕

○前々より 薪方 銀一五六匁余

○文政四 秋田郡方 錢五〇貫

○文政七 収納方 錢一三貫六〇〇文

○文政九 町所備方 錢五四貫

天保四年八月、廻船問屋格根布屋茂助は、過去に「仲間要用」のため「御米方御備」から借りた銀二貫について、その返済延期を願い出ている。⁽⁴²⁾ 同年一月、御用聞町人長岡屋源右衛門は、経営不振を理由に、三年前「御米方より御錢三百四貫」を借入れた件につき返済延期を願い出ている。⁽⁴³⁾ 「御錢」すなわち公金を、廻船問屋仲間や御用聞町人が借用していた。

次掲の史料は、商用目的で公金を借りることができたことを示している。⁽⁴⁴⁾

乍恐以口上書奉願上候

私義当秋不寄存川方見習被仰付、難有仕合奉存候、然ハ商本人二仕度奉存候間、御薪御備錢之内三貫目拝借被仰付被下置度奉存候、御用錢之事故、御用之節ハ何時たり共可奉返上候

右之趣以御執成宜敷様被仰上被下置度奉存候、以上

享和二年

戌十一月

御用聞町人 河村専右衛門

右は御東様御内々御遣用在之候間、御拝借被成度段、御内々御財用奉行根岸正親様御頼被成候処、御用聞町人誰か老人

名前指出候様ニと被仰上候間、私へ御内々押田慶藏殿を以御頼ニ付、御願奉申上候。右薪役処へ出勤、真崎清左衛門殿へ願書奉上候処、則願之通被仰付、証文指出候様ニ被仰付、左之通相認指出候

証文之事

調錢三百貫文、御利足壹歩之御定ニ而、御備錢之内より拝借仕候処実正ニ御座候。返上之儀ハ何時たり共御用次第返上可仕候。且如何様之儀出来仕候共、毛頭御苦柄等不申上、被仰付候刻即元利共返上可仕候、為後日之如件

享和二年

戌十一月

京野新兵衛殿

表書之通可被相渡候、以上

享和二年 御薪方吟味役処判

戌十一月

京野新兵衛殿

河村専右衛門判

右は御用聞町人河村専右衛門の日記に収められた記事である。これによれば河村は、享和二年十一月、藩の薪方の備錢を借用した。これは「御用钱」すなわち公金を借りたのであ

る。その目的は「商本入」であり、商用目的で借用できたことがわかる。しかし中段の文章によれば、実は佐竹東家の代理で河村が借用したのであり、そのことは財用奉行も承知のうえであった。これは商人を借り手とすることで、返済を確実にする意味があつたかも知れない。

借金が許可されると、河村は京野新兵衛に宛て借金証文を提出し、薪方は証文に裏書きし、京野に対し金銭を渡すよう命じている。この京野は御用聞町人で、次にみるように薪方蔵元の任にあり、公金を預かり運用する立場にあつた。

(六) 蔵元による備金運用

前出の京野は、寛政九年八月、薪方蔵元として預かった公金の取扱について、次のように藩から褒賞を受けている。

京野新兵衛、天明二年親新四郎代より御薪方御蔵元被仰付候所、被預置候御用銀兼而御益筋取斗、且御勘定等御改以來綿密ニ取調、年来辛勞深切之儀被思召、為御賞生涯三人御扶持被下置候

京野は公金を「預置」き、その「益筋」を取り計らつたことを賞されている。つまり蔵元は預託された公金を管理するだけでなく、運用し増殖させることが負託されていたであ

う。

文化八年一二月、御用聞町人牧野善右衛門は、「仙北郡御蔵元」として「仙北郡御備金銀莫太之引負有之」ため「家業并諸道具、質・両替屋家業とも無残取上^④」という処分を受けた。質屋・両替屋の金融経験に着目して蔵元に採用されたのであるが、リスクの高い運用をおこなった模様である。恐らく運用業務はかなりの程度蔵元に任されており、失敗したから処分されてはいるが、成功すれば先の京野のように褒賞されたのであろう。

文政九年八月、藩校の野上陳令は、「御学館御備錢不少有之所、御蔵元へ被預置候而ハ、不景氣之町方、何共御不案堵ニ御座候ニ付、御高二致御備ニ被成^⑤」たいと家老に上申している。藩校が余剰金を蔵元に預けたことは、(一)で述べた通りだが、町方が不景氣であるため高に転換したいと言っている。ということは、運用先は町方を含む多方面にわたっていたことになる。

本節でみたように、藩の郡方、町奉行所、藩校、薪方などの部局は、それぞれ部局備金を有し、部局備金に新家の寄付を受け入れ、御用聞町人に運用させ、土庶に貸し付け、時には知行地の買い上げもおこなった。部局は財源の拡充に積極的に動いていたと言えよう。ただし公金の運用は、必ずしも部局資金の増殖のためだけではなく、産物方・郡方による勸

業目的の金融もおこなわれていた。

三 預札の発行

(一) 諸上納役所の設置

文化八年一月一四日、藩は次のように、諸上納銀受取役所・出入役銀受取役所の設置を触れ、預札^⑥を発行することを定めた^⑦(丸付数字は筆者による、以下同)。

- 一、此度御吟味之次第有之、①久保田町・湊町江諸上納銀受取役所并出入役銀受取役処被居置、②当二月朔日より右役所預切手差出候ニ付、③右切手を以其向江上納可致、④惣して御渡金銀錢とも於御金役処右切手を以被相渡、⑤両役所ニおゐて、金銀錢共任望勝手次第切替、融通可致旨、御書付を以町触被仰渡

右の法令は簡潔に過ぎて解釈が難しい。そこで勘定奉行・能代奉行あての令達と比較しつつ解釈してみたい。次掲は當時財用奉行だった介川東馬の日記の同日条に録されたものである^⑧。

御勘定奉行・御財用奉行御呼出、御用番疋田斎殿御渡御書

付左之通

御勘定奉行

今般格別之御吟味を以、①久保田・湊江諸上納銀受取役所老ケ所ツ、被建置候ニ付、各右御用懸被仰付候

但久保田之諸御收納銀受取方④并御当用御渡銀御金役所より書替を以被相渡候上、右金銀錢預共二切替之義ハ右役所江罷越勝手ニ引受候事ニ可被取斗候、⑤勿論右役所より御金蔵へ上納之節も日限り之分書替を以爲相納、正金銀之義ハ老ケ月三ヶ度位其度毎元書差添可被相納候、⑥湊は沖出入役銀并御払米代銀共受取、其向々江書替を以時々相納、正金銀之義は右同断たるへき事

(中略)

一、⑦右御勘定之義は日々精細ニ取調、老ケ月限取纏、支配人より御勘定吟味役所へ爲差出、右見濟之上其節々月番江可被申聞事

(中略)

能代奉行

此度御吟味之次第有之、①久保田町江諸上納銀受取役所、湊江出入役銀請取役所被居置、②当月朔日より上納次第右役所二おゐて預り切手差出候間、③右切手を以其向へ上納可致候、夫共不勝手之ものは是迄之通直々其向江

上納可致候

一、④惣して御渡金銀錢共、於御金役所右切手を以可被相渡、於両役所金銀錢預共に任望勝手次第第二切替融通可致旨、其向へも被仰渡候間、此旨可被相心得候

以上は文言の不統一があるものの、総合すると次のように解釈できる。

①久保田に諸上納銀受取役所(以下諸上納役所と略す)、湊に出入役銀受取役所を設置する。

②二月一日から両役所が預札を發行する。

③諸局へ納金する時は両役所の預札で納める(但し不便ならば従来通り直接諸局へ上納してよい)。

④藩からの御渡金銀錢は金役所から右の預札で渡す。それを両役所(諸上納役所・出入役銀受取役所)で希望する金銀・錢・預札に替えることができる。

⑤諸上納役所は(上納銀を受け取り)毎日預札を金蔵へ納め、正金銀は月に三度ほど納める。

⑥出入役銀受取役所は、沖出入役銀・御払米代銀を受け取り、時々預札を諸局へ納め、正金銀は右同様とする。

⑦両役所の会計は日々精細に調べ月ごとに纏めて支配人から勘定吟味役所に提出し検査を受ける。

なお、金役所とは藩の金蔵を所掌する中心的な出納部局で

ある。

勘定奉行あての令達をみると、勘定奉行が御用懸に命じられていたから、新設された両役所は勘定方所管の機構である。その設置目的は、一見すると、正金を両役所で集中管理し、他の諸局は預札を扱うという事務合理化に過ぎないように見える。しかし、たとえば④の過程で、給付金を預札で受け取った者が、それを正金に替えず市中で支払いに用いれば、預札が流通することになる。また、両役所は預札を金銀銭に交換する両替機能をもつ。

実際、両役所の設置目的について元財用奉行の橋本五郎左衛門は、「正金銀銭は公庫にして、右預書にて広く融通せしめ、金銀両替の権を握らんとの事なり」と記している。

諸上納役所の預札は、佐藤清一郎氏が天保四年に発行されたと述べているが、その根拠となった史料は、初度の発行であることをうたっていない⁽⁵⁵⁾。念のためこの時期に預札が流布していたことを確認しておきたい。文化一一年の町触に、次のように「諸上納役処之銀預」の流布を前提とする文言がある⁽⁵⁶⁾。

去西冬拜借焚炭代銀当月廿日上納定之分、日限無相違当御役所江可被納候、尤正銀也、諸上納役処之銀預也、以上納可被成候、以上

七月十一日

御新役処

藩の新役所から借りた焚炭代の上納期限を令し、正銀でも諸上納役所の銀預でもよいから上納せよと述べており、すでに預札が流布していたことが確認できる。また、文化一三年八月、藩は昨年以前の諸上納役所預札を所持する者は翌月まで引き換えるよう令しており、これも預札の流布を前提とする布令である。

土崎湊の出入役銀受取役所については、湊には以前から移出入税の徴収にあたる出入役所があり、それとの関係が判然としないが、出入役所の附属機関であろう。安永二年（一七七三）の藩財政見積で、「出入運上並沖出分拾万石役銀」は銀七八〇貫で、蔵入地からの小役銀六〇〇貫よりも多く、藩の主要財源の一つである。両役所とも藩の収納金をもとに、預札を発行するというのである。

(二) 役所の組織

両役所には、勘定吟味役平元定吉ら六名の藩士が担当を命ぜられ、そのほか次の御用聞町人が配属された⁽⁵⁷⁾。

○湊支配人 御用聞町人 那波祐助
 ○同見習 同 谷野五郎左衛門
 ○久保田支配人 同 見上新三郎

同 同 牧野善右衛門

さらに二月一三日には、長谷川勘兵衛が諸上納銀請取加談役に任命された^⑨

このうち那波は前述の有力御用聞で、見上は新屋村運上を請け負い、かつて久保田町庄屋や鉱山の山師をつとめた古参の御用聞である。牧野は前述のように質屋兼両替屋で仙北郡蔵元をつとめ、長谷川勘兵衛はかつて湊の出入役銀徴収を行う川方支配人をつとめ、寛政一年に金九一七〇両余の債権放棄で采地三〇〇石を給されるなど功績の多大な御用聞である^⑩。

有力な御用聞町人を支配人に据え、発行体制を整えた様子がわかる。前項でみたように両役所の会計は支配人が行い、勘定方が検査する方式であり^⑦、支配人の役割は大きかったと思われる。

諸上納役所は、はじめ久保田の大町一丁目、御用聞町人河村専右衛門の屋敷地に置かれた。一月一九日に河村が藩から呼び出されその指令を受けている^⑪。のち安政元年(一八五四)に大町三丁目から茶町梅ノ丁に移っており、恐らく一貫して町人地にあった。

(三) 預札発行の意図

この預札発行の意図について語る史料は僅少である。当時

財用奉行だった介川東馬が、預札発行のことを知ったのは一月一四日、法令交付当日のことであり、発行計画は内密に進められていたらしい。以下、介川の日記により、預札発行の意図について検討してみたい。一月一四日に役所設置を知った介川は、その後同僚と評議し、家老に面談し、事前の評議がなかった、両替屋が迷惑する、濫発の恐れがあるなどと反対意見を述べ、実施延期を求めた。家老正田定綱は「格段御惠筋二相成」る施策だと答え、受け入れなかった。家老への談判は三度に及んだが、反対するなら藩主へ言上すると家老から脅迫めいた説得を受け、介川は批判の矛を収めた^⑫。

次掲の史料は、二月一四日、介川が同僚と内談して預札についての見解をまとめたものである。三度にわたり家老と議論した末に作成した文章であるから、発行提案者の見解も集約されており、発行の意図をさぐる上で有効な史料と考えられる。長文ではあるが引用したい^⑬。

御新法之義申合之趣拙者書取、同役共へ入披見候所、何も同意二候得共、其内少々所存違候ものも有之、猶得と申合之上御年寄衆へ差上候積二候得共、拙者所存之趣左之通二候

① 此度諸上納銀受取役所被建置候趣意ハ、元来御国之義は一体金銀不足二候故、御備金其俣御仕舞被置候とはいよ

いよ以不融通ニ相成、去れハ逆是を御動し被成候而は緩急之節差支候事故、御新法被相行、仮令一ヶ年御渡金之内三万兩札ヲ以被相渡候ハ、内貳万兩ハ正金銀引替ニ相成、壹万兩ハ直々札ヲ以通用いたし候事ニ可相成、同時受取ニ被相向事無之筈候得は、右書替ニ当候正金壹万兩を以、舟手取扱を始御領民勝手ニ相成候義、御取斗方品々可有之、追々は太坂御回米被相減地払被成、又は松前表交易之義等取斗候得は、莫大御国益ニ相成候ハ必然之事候（下略）

②一、諸上納銀受取役所之御名目ニハ御座候得共、其実兩替屋にひとしき御仕法ニ御座候得は、御名分甚如何之義ニ奉存候、尤余事と相違、金銀相場昂低之權、下ニ有之候は不宜ニ付、上ニおゐて御取扱被成候事ニ候得は、御名分ニ関候筋決而無之、尚売買御利益ニ御抱御取行被成候訳ニハ無之、御領民勝手之道を御開被成候為御設之義ニ候へハ、たとへ少し之差障之次第有之候とも大ニ御国益を御興候義ニ候（下略）

③一、右御仕法被行候得は段々正金銀上ニ相集り、下ニハ書替斗多く有之事ニ相成可申、（中略）流布いたし候に隨ひ自然御国中正金銀相減可申哉ニ奉存候

④一、書替被差出候は、本金を以交易ニ被相用、万々一書替一同受取ニ被向候時ハ、御備金を以御払可被成由、扱

一同引受ニ被向候程ニ至候時節ハ、決而御備をも多分御払出候御ニ相当候筈ニ御座候得は、兩様之御払ニ相成差支可申、左候得は畢竟御備ヲ以交易ニ被用置候も同様之筋と奉存候

⑤一、船手御取扱方并松前表交易之義、固り万々丈夫之御見込ニハ可有御座候得共、売買見切かけ引之義は商賈ニ而すら損益不定之ものニ御座候間、上ニ而御取扱被成候而は、品々差支も有之、御見込之通成就仕候義於私共見詰無之事ニ奉存候、若弥御利益有之候とも、終ニハ下之利を御メく、り被成候事ニ相至、根源御惠之御本志ニ相戻候事ニ成行可申哉ニ奉存候

⑥一、御取行中万一御急用御差支等有之節、一時之弁用猥ニ書替差出候か、又ハ常々も自然御繰合之為本金御払出難償事ニ相至候等之義御座候而ハ不容易事ニ候得共、十分御差考之事ニ候得ハ左様之弊曾而有之間敷、乍去時節之移候に隨ひ取扱候もの代りも有之ものニ候（中略）尚五七年御取行之上、可被相止之趣ニ御座候得共、若順好被行候ハ、其節ニ至容易ニ難被相止勢ニ相成可申、尚更後害可相成奉存候（後略）

①は、発行の趣旨を説明した文章である。それによれば、諸上納役所を設置したのは、領内の貨幣供給量が不足してい

るためである。藩の備金退蔵はそれを悪化させるが、備金自体を動かすのは危険である。そこで、たとえば年間の給付金三万両を預札で渡し、うち二万両が正金に交換され、残り一万両が札のまま通用すれば、一万両分の正金が浮き、その金で廻船の取扱いなど民の勝手を取りはからい、追々は大坂廻米の地払いへの転換、松前交易に用いれば莫大な国益になる、というのである。

廻船取引、松前交易というのは、⑤で介川がこれを批判し、商業は失敗する恐れがあり、成功すれば民の利益を奪うことになると言っているから、藩が公金を投入し利益を取取するような交易が想定されている。ただしこれは「御領民勝手ニ相成候義」の例示であり、それが預札発行の直接の動機だったとは考えにくい。これは貨幣供給量の不足が問題だという大前提から導かれた課題の例示という程度であろう。すなわち貨幣供給量を増やすために、預札を発行し、公金の余剰を生み、それを使って民業を支援し、交易で領内への貨幣移入を増やす、という論理から、廻船取引や松前交易が例示されるのである。

②で介川は、諸上納役所は両替屋同然であるから藩がやるべきことではないと批判する。たしかに同役所は預札を金銀銭に両替えし、預札は後述のように市中の両替屋も発行していたから、両替屋に似ているが、これについては、公権力が

両替相場を調節するのは民にとっても利益があると結論している。

③以下は批判であり、預札の問題点として、③正金の退蔵・流出を招くこと、④兌換準備に備金をあてるのは無意味なこと、⑤商業の危険と民業圧迫、⑥濫発して兌換停止に至る危険があることを挙げている。論点はすべて預札にかかわるものであり、諸上納役所は預札発行を主眼とする機関であった。

以上から、預札発行は一種の金融拡大策であったと理解できる。諸藩においても通貨の不足を理由とする藩札発行は広くみられる。ただし①は単なる建前とみられなくもない。現実はどう機能したかという検討が必要だが、この期の発行量など量的な情報は得られない。以下では諸上納役所の資金がどう利用されたか、また金融拡大を要する状況が当時あったかどうかという観点から、預札の役割を検証してみたい。

(四) 諸上納役所による部局間融資

文化八年に発足した諸上納役所は、その後、他の部局へ短期的な資金融通をおこなうようになった。文化二年五月、藩士による公金詐取事件が起きた。薪方の役人が諸上納役所を訪れ、膳番方に至急納金する必要があると偽って金二〇〇両を受け取り、即日逐電したのである。それにつき諸上納役所は、以前から諸役所が差し支えたととき立て替えることも

表6 文化12年金方見積にみえる返済延期検討項目

銀(貫)	内容
251.6	種々御払残
4.8	御城付御高之分御取延可被成置哉
38.9	御備高御高之分右同断
36.0	能代雑用銀より御取替之内600両右同断
51.0	薪方・銅山方御備より之分右同断
2177.0	御備方江之御返済分右同断
80.4	御貸銀江之分御取延可被成置哉
61.0	諸上納役所之分(取替銭6100貫文)右同断
80.0	栗林八郎兵衛江之分右同断
38.0	御薪方江之分右同断
35.0	長谷川勘兵衛江之分右同断
15.0	御城付御備方江之分右同断
2868.7	計

典拠：秋田県公文書館蔵吉成家文書「当亥拾月より来子九月迄御金積帳」(文化12年10月、吉成340)。

あったため、金を渡してしまったと弁明している。^⑥
 表6は、文化一二年の「金積帳」という藩の予算書に、返済延期を検討すべき項目として掲げられた事項である。能代雑用銀・薪方備・銅山方備・城付備・諸上納役所から藩の会計に金銭を借り入れており、諸上納役所からは六一〇〇貫文を借り入れている。これは返済延期を検討しているのだから、

部局の会計に返すべき金である。藩の一般会計に対し、部局備金はいわば特別会計の位置にあった。諸上納役所もまた特別会計であり、藩の一般会計を補填する役割を果たしていた。^⑦

また、表5では天保二年時点での、養蚕方の借入金のかなかに諸上納方備銀二二貫八〇目がみえ、殖産事業に諸上納役所の資金が投入されたことがわかる。

このように諸上納役所は部局や藩の一般会計に資金を提供しており、相当の預札発行や兌換準備金があったと推測される。それは一定の成果をあげたようで、橋本五郎左衛門は、諸上納役所の設置後、「追々利益の分御斟酌ありし迎、係のもの御賞も弥多」と、利益が認められ役人が褒賞を受けたと述べている。

こうした実績からみると、預札発行の意図の一つは、機動的に動かせる公金を捻出し、部局の支援や一般会計の補填にあて、財務の弾力化を図ることにあったと考えられる。

(五) 都市金融の動揺と藩の対応

預札の発行理由として領内の貨幣不足が挙げられていたが、そのような状況が当時あったのだろうか。

表7のごとく両替屋はすでに寛政年間には預札を発行していた。それはしばしば兌換不能に陥り、藩はそのつど対応・

表7 寛政～文政期 両替屋の預札騒動と藩の対処

年代	事由	藩の対処
寛政 4.1	茶町村山(上)理兵衛の銀銭両替預、兌換不能に	家屋敷・家財を没収、馬口旁町村山茂吉の所にて過半の額の引換を令す
寛政 12.1	五丁目横町両替屋地主治兵衛の両替預兌換不能で「騒立」	閏4月町奉行所で預の7割2歩を引換
享和 3.10	大工町両替屋木村五兵衛が欠落、両替預兌換不能で「騒立」	翌年6月、3割を町奉行所で引換
文化 9.2	本町四丁目両替屋牧野善右衛門が欠所	家業を畠善蔵に継がせ同人方で預を交換
文化 11.3	両替屋京野新四郎が欠所、八田善助通用預の検査	両者預の町奉行所持参を命ず。京野の出預は茶町山之内八郎兵衛店で交換
文政 4.10	両替屋佐々木茂兵衛の預兌換不能に	渋谷市右衛門店で引継、継続通用可とす
文政 7.2	両替屋山之内八郎兵衛の出預兌換不能に	所持者へ預を町奉行所へ提出させる
文政 9.4	両替屋若松善助類焼し出預兌換不能に	欠所とし同人屋敷で預を半分交換

典拠：『秋田藩町触集』中 p71、244、250、312、325、同下 p87、101、104、156、181、200、205。

支援を迫られている。

文化一〇〇一年には、両替屋の預札騒動が起こり、次のように藩が銭二万貫を注入する騒ぎとなった。^⑧

惣両替屋御催促にて被仰渡候は、鳥目式万貫文一統江拝借一被仰付候様被仰渡、尚其当人応分量に拝借被仰付、分量無是者は丁内・親類印形致願可申出趣被仰渡に御座候、仍之奉願上候、何卒以憐愍「」上様江御拝借御銭千五百貫文御願被成下度奉願上候

右之趣宜敷様に被仰上願之通被仰付被下置「」疊重難有仕合奉存候、以上

文化十年酉十月

森本善助

八田清四郎

八田卯八

右之通御上様江丁内より奉願申上候処、御銭千貫文拝借被仰付候

右は久保田城下の上肴町の記録であり、町内の両替屋森本(八田)善助の願書が録されている。冒頭にあるように、両替屋に銭二万貫の拝借が仰せ渡され、そこで善助は拝借を願ひ出て、銭一〇〇〇貫の借用を許された。

この一件は善助の借財書上のなかで「預騒立」と表現され、

彼の発行残高は三五七八貫余に及んでいた。預札の取り付け騒ぎが起き、それが連鎖的な両替屋の信用不安を引き起こしていたと推測される。

その後も余波は収まらず、翌一年三月には両替屋京野新四郎が家屋敷を没収され、彼が発行した預札を藩が吟味のため回収し、森本善助の預も回収された。京野は表3によれば文化九年に財用方御用聞の任にあり、藩の信頼の厚い両替屋が破綻する状況にあった。能代方の役人の記録によると、一一年六月に至り「久保田両替屋騒立、一ト先相沈候」と騒動は沈静化した。が、「外両替屋騒立も難斗」と波及が懸念され、「御沙汰之上銭式千貫文九月中迄御取替」と能代方から藩へ銭二〇〇〇貫文を提供することになった。無関係な部局の資金を集めてまで、藩は事態収束につとめた。

藩内では預札による金融不安の解決策として、文政五年に鑄銭計画が浮上した。その趣意書は、「近年御國中銭預被行、其弊かきりなく、年々両替屋とも騒立に及、諸民迷惑に至」と、預札が金融不安の元凶であるとし、また「正銭は他邦へ散し」「年増御領中不融通」となっているのは「畢竟銭預増長致候故」と断じ、「銅銭御吹立」により「預り通用の義等漸々相止」と、銅銭鑄造により預札を回収し金融不安を解消することが提起されたが、このとき鑄銭は実現しなかった。

かくして藩は預札の弊害を認めるようになったが、それに

頼らざるを得ない状況が続いた。文政七年三月の町触で藩は、「近来銭不足にて一統致迷惑候所、預銭取集候者も有之様相聞得、如何之事二候、自然不融通二相成、別て両替屋共難渋致候訳故、可相成文預を以通用可致候」と、正銭不足の状況下、なるべく預札を使うよう令した。

次掲の史料は、文政七年二月に預札が兌換不能となった両替屋山之内八郎兵衛（表7）の負債処理について述べた、介川東馬の日記の文政八年一月二日の記事である。

一昨年山内八郎兵衛へ壹万五千貫文拝借之分、当人夫々欠所之上無調法被仰付候上ハ御捨被成候外無之、右二向御金藏より式千両差出候分、御町奉行へ御手渡候姿二いたし濟し候外有之ましく、残千貫文程ハ吉川惣右衛門へ拝借利せんを以相補可申、外二御町奉行引受式千貫文ハ別段也、内五百貫文此度上納、残式千五百貫文余両替融通し山内預諸上納かた二有之、是ハ家・藏弘次第御町奉行より渡候積、庫之助聞合之上又七郎殿へ申上御承知

山之内は表3に勘定方御用聞としてその名がみえ、有力な両替商だったはずだが、藩から銭一万五〇〇〇貫を借りたあげくに欠所となった。右の史料は計算の合わない部分もあるが、山之内への支援金は、藩の金藏、町奉行所、御用聞町人

吉川が拠出していた。この支援の窓口は町奉行であり、金蔵の出勤を町奉行に「御手渡」した形で欠損処理するとあるのはそのためである。町奉行所独自の出金分は、うち五〇〇貫文が今回返済されたが、残りは両替・融通して山之内の預札が諸上納役所にあり、これは山之内の家蔵を売り払い次第、町奉行から渡すという。つまり、負債処理の過程で、諸上納役所は山之内の預札を引き受け、町奉行に資金を提供し、その損金を穴埋めしていたのである。諸上納役所はこうした不良債権の引受にも応じていた。

ふたたび橋本五郎左衛門によれば、「諸上納仕出は諸方の両替屋の預を振に出す故、其弊に潰へたるもの益甚」しかつたという^(四)。その詳細は不明だが、諸上納役所の資金提供に、信用不安を抱えた両替屋の預が連動することがあったようである。

以上のように、寛政→文政頃の秋田藩では、貨幣需要に對し供給は不足しがちであり、両替屋は預札の発行によって金融を拡大させたが、預札の信用は十分でなく、しばしば金融逼迫や両替屋の破綻が起きた。藩は民間金融の要である両替屋の危機を放置できず、しばしば支援を迫られた。

(六) 預札発行の論理

(四) (五) でみたことを踏まえて、改めて藩の預札発行

の意図について考えたい。

預札は、藩の正金退蔵が領内の貨幣不融通を増進させるとし、貨幣供給の不足を補い、交易資金を捻出し「国益」を実現するという論理で発行された。

このうち領内の貨幣不融通は、(五) でみたとおり都市金融は正貨不足のさなか金融不安を呈しており、預札による金融拡大は藩にとって現実的な課題であった。一方、諸上納役所は(四) で明らかにしたように、藩の会計や諸部局に資金を提供し、藩の資金繰りを支える役割を果たしていた。

ところで、預札発行の論理に、藩が領国経済に寄与すべきという立場が示されていることは興味深い。それは具体的方策としては、両替屋同様の行為や、民の利益と競合するような交易につながるのであり、介川東馬が批判したような身分觀念にそぐわぬ主張を含んでおり、藩士単独の発案とは思えないところがある。この点は、当時の藩の政治姿勢とかがわからせて理解する必要がある。

秋田藩は改革初期の寛政期には米穀生産を阻害するのを警戒して殖産事業に消極的だったが、化政期には他領への移出による貨幣獲得を見据え、国益論にもとづく殖産政策を採用するようになったと言われる^(五)。端緒的には文化二年、藩は御用聞町人那波三郎右衛門に、酒の移出の可能性について意見を求め醸造を試みさせた^(六)。さらに那波家は前述のごとく織絹

事業を興す。文政九年には川連村関喜内の提言を採用し、藩は他領への産品移出をめざして養蚕方を設置した。那波・関のような民間人の提言が、こうした政策を後押ししていた。

藩の預札発行が、交易を視野におさめ「国益」を標榜するところは、右でいう文化期以降の移出志向に符合する。ただし具体例に廻船取引・松前交易を挙げるところは、殖産政策とは距離を置くようである。これを誰が発案したのかは不明だが、諸部局に商人が出入りしていた状況を考えれば、彼らのアイデアを取り入れたと考えるのが自然であろう。

恐らく、藩の預札発行は、金融拡大と藩の財政出動を期待する商人と、機動的に動かせる資金を捻出したい藩の思惑の一致のもとに計画されたのであろう。それは藩の財政補填だけが目的ではなく、民間金融を下支えする意図があった。

もつとも、その後も両替屋の破綻が続き、預札の弊害が明らかとなつていった。理想としては、諸上納役所預札の発行趣旨にあるように、預札により金融を拡大し、その間に「領民勝手ニ相成候義」を図つて交易などにより領内の正貨を増やし、預札を償却することが望ましかつたのだろう。

(七) 町処備方の預札

町奉行は文政九年、町処備方預札を発行することとした。以下はその発行の経緯を記した、当時の町奉行橋本五郎左衛

門の回顧である。³⁰

十一月九日、はしめ両替屋とも重き願筋を申立たり、大要は連々正銭不融通により取扱かたく、一人ならず是迄御苦柄に相成、時々世上の不融通不一通、惣々出預高凡六万貫文程、此五ヶ一壱万二千貫文当時七人のもの共より出銭、七千貫文御町処より御備下され、右一万九千貫文を以て惣高六万貫文を取扱申度との筋、御役人付置れ御名目貸下され、勿論残年々上納十五ヶ年に皆済相省可申、家財屋敷悉皆引当、御取扱にて世上人氣宜く取引一条の事に候、(中略)如何ほとも当人共身力を竭させ、其上有事の日には町処にても備を尽しても取扱、手に及はざるを諸上納にて繰出し相救んとの極めになりて、仕法立・申渡等をはじめ巨細認之、今日及沙汰、取次役一人相増日々出張にし、町処備方と各自の預書にせし事なり

右によると、文政九年一月九日、両替屋が町奉行に対し、正銭不足により経営が傾き、藩にも迷惑をかけているので、既発行の預が六万貫ほどあるのを、両替屋と町処(町奉行所)から兌換準備金を積んで流通させたいと願ひ出た。一五年で償却し、緊急時、すなわち金融危機に際しては町処の備金や諸上納役所の資金で支援するという目論見であった。「御名

目貸下され」という表現からすると、町奉行所が乗り出すことで信頼性を高めるねらいがあったであろう。現存する町処備方預札には、券面に「町所備方」と表記されている。

つまりこの預札は町奉行所備金をもとにした両替商の支援策であった。正錢不足による両替屋の経営不安は前節でみた通りである。発行実現のため町奉行橋本は、「町家ノ潰へは畢竟国家ノ衰」という認識のもと、勘定方と評議し家老正田・小瀬に相談し承認を受けたという。

のち天保四年の飢饉においては、米穀確保、都市細民への金融維持などを目的に、藩は預札を大量に発行し、町処預は総額約三〇万貫文、諸上納役所預は約一一〇万貫文に及び、その結果預札は通用価値を大幅に下落させることとなった。

町処備方預札と諸上納役所預札は、発行部局は異なるが、ともに民間金融への支援という意味をもっていた。緊急時に両者が両替商を支援することが想定されているように、藩は金融危機を現実の脅威として認識していた。

四 総括

最後に、本稿で指摘したことを藩政改革との関わりから総括してみたい。秋田藩の藩政改革においては、中下層の藩士が部局の実務官僚に登用され、政策主体として活躍したと言

われる。しかし、改革で新設された藩校・郡方が新家の献金を積極的に集めていたように、彼らの行政資金は潤沢ではななく、民間資金への依存は必至であった。藩は新家から献金を受け、部局備金を土庶に貸し付けて運用し、預札発行や部局間融資により資金の捻出と財務の弾力化につとめた。一方、藩は資金の増殖にのみ意を払ったのではなかった。たとえば漆木を植える農民に部局備金を貸与し、困窮村に郡方備金を助成し、織絹事業を担う御用町人に無利子で資金を提供し、預札発行は民間金融を下支えする意図を含んでいた。

民業振興の目的で公金が貸与されるのは、藩が改革の柱として開発・殖産を推進したためであろう。開発・殖産は民間の事業者・出資者なくして実現しないから、彼らへの公金融資や支配人への採用、褒賞がおこなわれる。

藩が領民の献納に頼りつつ、生産者・事業者への政策的な公金融資や、備金の民間向け融資を進めていくと、結果として藩財政のなかで領国経済と連動する部分が大きくなる。実際、藩校が町方の不況を理由に備金の高直しを望んだように、民間へ備金を貸し付けている部局は、領内の好不況に直接の影響を受ける。改革政治が民間資金や民業に支えられた状況のもとで、領内の貨幣量不足や金融不安は望ましくなく、金融拡大をうたって預札が発行されることになる。

このように、当時の資金調達・金融政策は、領国経済との

結びつきの緊密化、官民融合の傾向を特徴としている。それは改革の推進役である部局の運営にも顕著に表れている。部局は一定の裁量権をもった備金を有し、新家・御用聞町人から献金・出資・備金運用・事業請負・政策提言などの協力を受けた。新家・御用聞町人はそれによって身分上昇を果たし、公金の取扱権や公金融資を獲得し、公的事业に商機を得るなどのメリットを受けた。そのことは部局財務の弾力性を高め、官僚・事業者・出資者の連携による殖産事業を進めやすうしたであろう。この期の秋田藩で多様な殖産事業が展開した一因は、部局分立的で官民連携的な財務制度にあったのではかろうか。

以上のように、寛政→文政期の秋田藩では、藩政改革の進展に即した資金調達・金融政策が採られていた。

注

- (1) 大山茂「秋田藩における幕末政治史の起点」(『秋大史学』八、一九五七年)。金森正也「秋田藩「郡方」支配考」(『同』三〇、一九八四年)。高橋務「秋田藩における寛政郡奉行制について」(『同』三三、一九八五年)。渡部紘一「秋田藩における国産奨励政策の展開」(『同』三五、一九八九年)。加藤民夫「秋田藩校明德館の研究」(カッパンプラン、一九九七年)。金森正也「藩政改革と地域社会」(清文堂、

二〇一一年)など。

- (2) 『秋田県史』三(秋田県、一九六五年)、二八頁三一―三五頁。
 (3) 同右、二五・二九・三一・三三・三五頁ほか。
 (4) 『秋田市史』三(秋田市、二〇〇三年)、三六五頁。
 (5) 『御亀鑑』六(秋田県、一九九四年)、一八頁。
 (6) 『秋田県史』二(秋田県、一九六四年)、六〇六頁。
 (7) 『秋田県史』三、一四六頁。
 (8) 『御亀鑑』七(秋田県、一九九五年)、八二〇頁。
 (9) 金森註1前掲書、九八―一〇〇頁。
 (10) 『御亀鑑』七、二九二頁。
 (11) 金森註1前掲書、二二〇頁。
 (12) 個人蔵「介川東馬日記」文政八年一月一四日条。以下同史料は秋田県公文書館架蔵写真版による。
 (13) 後述のごとく郡方・藩校には部局所管の高があり、それが高の下付に充てられた可能性がある。
 (14) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』一(歴史図書社、一九七二年)、三五二頁。
 (15) 秋田県公文書館蔵「御学館文学日記」文政九年二月一三日条(請求番号二五―二九―二)。
 (16) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』一、二七三―四頁。なお栗林七兵衛は「秋田武鑑」によれば文政八年三月に郷士となった。
 (17) 『渋江和光日記』五(秋田県、一九九九年)、四一三頁。

- (18) 『秋田市史』一〇、一三三頁。
- (19) 『御亀鑑』六、同七。
- (20) 『伊頭園茶話』『新秋田叢書』八(歴史図書社、一九七二年)、三二七～三二九頁。
- (21) 一例をあげれば表3に元山師として登場する河村専右衛門は、明和年間に山師を辞め、その後は元山師と呼ばれた(秋田県立博物館蔵伊沢美佐子家史料五八「別紙書」)。
- (22) 『御亀鑑』六、二四八頁。
- (23) 表7および金森正也『秋田藩の町人社会』(無明舎出版、一九九八年)、一七一～一七二頁。
- (24) 『秋田市史叢書九 久保田町人史料』(秋田市、二〇〇五年)、九頁、二三～二四頁。文政一〇年、滝口清五郎は薬園方に献金して薬園方支配人に任じられており(註59史料)、献金を契機に御用聞に採用されることも多かったと思われる。
- (25) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』一、六二頁。
- (26) 同右。
- (27) 『秋田県史』三、三三九頁。
- (28) 金森註1前掲書、一七九頁。
- (29) 「御用当座覚」『能代市史資料』六(能代市教育委員会、一九七五年)、一一二頁。
- (30) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』一、八一頁、文化一三年二月二二日条。
- (31) 『秋田県史 文学 教学編』(秋田県、一九六一年)、六五八頁。
- (32) 『秋田市史』上(秋田市、一九四九年)、四三〇頁。
- (33) 秋田県公文書館蔵「御学館文学日記」文政九年二月二六日条(請求番号二五―二九―一)。
- (34) 『秋田市史』三、五九〇頁。
- (35) 「能代方御用日記」『能代市史資料』一三(能代市教育委員会、一九八二年)、六八頁、文化六年二月二五日条。
- (36) 秋田県公文書館蔵「御副役御用留書」文化一一年二月二三～二四日条(請求番号二五―三〇―一)。
- (37) 『秋田藩町触集』下(未来社、一九七三年)、一三一頁。
- (38) 『渋江和光日記』七(秋田県、二〇〇〇年)、六〇頁、文政一一年一月三〇日条。
- (39) 半田和彦『秋田藩の武士社会』(無明舎出版、二〇〇六年)、二五五頁。
- (40) 渡部紘一註1前掲論文、五三頁。
- (41) 金森註1前掲論文九～一一頁。『秋田市史』三、三五〇頁。
- (42) 秋田県立博物館蔵伊沢美佐子家資料三三「御用記」。
- (43) 同右三五「御米方・導船方御用記」。
- (44) 同右三五「御米方・導船方御用記」。
- (45) 同右三〇「御用記」。
- (46) 『御亀鑑』七、一六九頁。
- (47) 『御亀鑑』六、六七―一頁。
- (48) 『御亀鑑』七、六七〇頁。
- (49) 「御学館文学日記」文政九年八月四日条(請求番号二五―

二九。

(50) 預札について秋田藩では史料上、預切手、書替、出預、預札などと表現されるが、ここでは預札で統一する。

(51) 『御亀鑑』七、五九六頁。

(52) 『介川東馬日記』文化八年一月二四日条。

(53) 『八丁夜話』『第二期新秋田叢書』二（歴史図書館社、一九七二年）、三七五頁。

(54) 佐藤清一郎『秋田貨幣史』（みしま書房、一九七二年）、五八頁。その条文に「錢出預之儀は御領中一同通用之御趣意にて諸上納銀受取役所・町方備方二ヶ所より被指出候処、其所に寄不通用之向も有之様相聞得候」とあるが、これは発行開始を物語る史料ではなく、発行中の預札の通用が停滞していたことを示すに過ぎない。なお、諸上納役所預札の発行開始につき、すでに金森正也氏が文化八年とする推測を示しており（『通用預』について）『年報能代市史研究』四、一九九六年）、筆者は本稿の史料により同年で間違いないと判断する。

(55) 『肴町丁代文書』八（秋田姓氏家系研究会、一九九七年）、四九八頁。

(56) 『秋田藩町触集』下、一一八頁。

(57) 『秋田県史』二、六九七頁。

(58) 『介川東馬日記』文化八年一月一六日条。

(59) 国文学研究資料館蔵小貫家文書「勘定吟味役処以来書拔」。

秋田県公文書館架蔵写真帳（資料番号小貫二五C一三）による。

(60) 秋田県公文書館蔵「長谷川氏新調系図」（請求番号A二八八・二一四三三）。

(61) 河村は勘定吟味役から、「其方居宅此度諸上納役処御借上被成候間、御借上申候分斗之処絵図面致指上」すよう下命された（秋田県立博物館蔵伊沢美佐子家資料三二「御用記」）。

(62) 『秋田市史叢書九 久保田町人史料』、五頁。

(63) 『介川東馬日記』文化八年一月二六日、二月一日・三日・七日条。

(64) 同文化八年二月一四日条。

(65) 鹿野嘉昭『藩札の経済学』（東洋経済新報社、二〇一一年）、三八頁。

(66) 『御亀鑑』七、八八八頁。

(67) 松代藩・萩藩の特別会計は一般会計をしのぐ規模で、熊本藩には諸部局の特別会計が多数存在し有力商人の協力のもとその増殖が図られていた（伊藤昭弘「近世後期の藩領国における資本循環構造と藩財政」『歴史学研究』八八五、二〇一一年。今村直樹「近世後期藩領国の行財政システムと地域社会の「成立」」『同』同）。秋田藩の部局備金の総額は今のところ不明であり、規模の大小は論じがたい。表6で最多の額を示す「御備方」は部局名を冠せず、

藩の備金かと思われ、多額の藩備金があった可能性がある。

(68) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』二、三七六頁。

(69) 「上肴町記録」『第二期新秋田叢書』三（歴史図書社、一九七三年）、四七七～九頁。

(70) 同右、四八〇頁。

(71) なお、一〇年四月から七月にかけ、諸上納役所加談の商人長谷川勘兵衛が藩に錢一万二五〇〇貫を提供している（秋田県公文書館蔵「長谷川氏新調系図」、請求番号A二八八・一四三三三）。タイミングと長谷川の地位から考えると、この件に関わる資金提供であった可能性が高い。

(72) 「上肴町記録」『第二期新秋田叢書』三、四八五～六頁。

(73) 「能代方御用留」『能代市史資料』一四（能代市教育委員会、一九八四年）、一〇四頁、文化一一年六月五日条。

(74) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』一、二二二頁。

(75) 「肴町丁代文書」八、一六頁。

(76) 「介川東馬日記」文政八年一月二二日条。

(77) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』二、三七五頁。

(78) 大山註1前掲論文三六頁。渡部註1前掲論文五九頁。金森註1前掲書第三～四章。

(79) 「秋田県史」三、三四一頁。

(80) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』一、三五一頁。

(81) 佐藤清一郎「秋田貨幣史」、六四頁。

(82) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』二、三七六頁。

(83) 同右、同頁。

(84) 大山註1前掲論文三五頁。金森註1前掲書第五章。